

◎「家裁の後見人選任違憲」

利用者意思尊重せずと提訴

認知症や障害で判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度で、家裁が職権で後見人などを選任する民法の規定は、本人の意思が尊重されず自己決定権や幸福追求権を保障した憲法に違反する一。精神障害で制度を利用している英国籍の女性（67）が31日、国を相手にこうした違憲訴訟を東京地裁に起こした。

同様の不満を持つ利用者や家族は少なくなく、以前から課題として指摘されていたが、家裁の選任を巡る違憲訴訟は異例とみられる。

女性は夫に財産管理を任せるよう求めたのに、東京家裁立川支部の審判で見知らぬ弁護士を選任され、精神的苦痛を被ったとも主張。100万円の慰謝料も求めている。東京家裁は取材に「コメントはない」と答えた。

訴状によると、女性は都内在住で双極性障害（そううつ病）があり、2022年に娘が制度の利用を家裁に申し立てた。本人の判断能力に応じて分けられる「後見」「保佐」「補助」のうち保佐が相当とされ、司法書士が保佐人に付いた。

その後、司法書士が辞任を申し立てたため、女性は家裁に「長年連れ添っている夫を保佐人に希望する」と伝えたが、家裁支部は審判で第三者の弁護士を選んだ。理由は明らかにしていない。

女性は「この弁護士は英語が堪能でないため意思疎通が難しく、見ず知らずの第三者に財産管理を委ねるのは耐えがたい苦痛だ」と主張。自分の預金通帳の開示を求めたのに、家裁が開示を命じないため財産権も侵されていると訴えた。

（2026年3月31日 共同通信配信記事）